

(目的)

第1条 この規程は、調布市総合福祉センター条例（平成6年調布市条例第25号）及び調布市総合福祉センター条例施行規則（平成7年調布市規則第14号）に定めるもののほか、調布市総合福祉センターにおいて介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）並びに指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に基づいて行う通所介護（以下「通所介護」という。）及び調布市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「調布市総合事業」という。）における国基準通所型サービス及び市基準通所型サービス（以下「通所介護等」という。）の運営について必要な事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とする。

2 社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、調布市（以下「市」という。）から業務委託を受け、前項に規定する通所介護等を運営するものとする。

(運営方針)

第2条 協議会は、通所介護等の計画（以下「通所介護計画等」という。）に基づき、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 通所介護等の実施に当たっては、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な通所介護等の提供に努める。

(職員の種類及び員数)

第3条 協議会は、法及び基準省令（以下「法等」という。）に基づく次の各号に掲げる職員を配置するものとする。ただし、法等に基づく兼務ができるものとする。

(1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス

- ア 管理者 1人
- イ 生活相談員 1人以上
- ウ 介護職員 6人以上
- エ 看護職員 1人
- オ 機能訓練指導員 1人

(2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス

- ア 管理者 1人
- イ 介護職員 1人以上

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、前項に規定する職員以外の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 生活相談員は、通所介護等の利用申込みに係る調整、通所介護計画等の作成を行うほか、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者の処遇の企画及び実施の業務に従事する。
- 3 介護職員は、利用者の日常生活の介護及び援助の業務に従事する。
- 4 看護職員は、利用者の保健衛生管理の業務に従事する。
- 5 機能訓練指導員は、日常生活を営むうえで必要な機能向上又は機能低下を防止するために必要な訓練に従事する。

(利用定員)

第5条 利用定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス 35人
- (2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス 15人

(休業日及び利用時間)

第6条 通所介護等の休業日及び利用時間は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 通所介護及び調布市総合事業における国基準通所型サービス

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 1月2日から同月3日
- エ 12月29日から同月31日まで
- オ 利用時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (2) 調布市総合事業における市基準通所型サービス

- ア 火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 1月2日から同月3日
- エ 12月29日から同月31日まで
- オ 利用時間は、午前10時から午後3時までとする。

(サービスの内容、提供方法等)

第7条 通所介護等の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者が作成した居宅サービス計画若しくは指定介護予防支援事業者又は利用者が作成した介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護サービス計画等」という。）に基づき、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 身体介護に関すること。

日常生活動作能力の程度により、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 排泄の介助
- イ 移動、移乗等の介助
- ウ その他必要な身体介護

- (2) 食事の提供に関すること。

昼食を希望する利用者に次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 食事の調理並びに配膳及び下膳の介助
- イ 食事の介助
- ウ その他必要な介助

(3) 送迎に関すること。

送迎を希望する利用者に、次の各号に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 移動、移乗等の介助
- イ 送迎車による移送
- ウ その他必要な介助

(4) 機能訓練に関すること。

利用者の心身の状況等に応じて、介護予防の視点に沿って日常生活を営むうえで必要な機能向上又はその機能低下を防止するための訓練を行う。

(5) 個別サービスに関すること。

利用者の心身機能の維持向上、仲間づくり等を目的とし、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じた通所介護計画等に基づき、レクリエーション、音楽・制作活動、体操等その他必要なサービスを提供する。

(6) 相談及び助言に関すること。

利用者及びその家族からの相談等に応じ、次に掲げる必要な支援及びサービスを提供する。

- ア 疾病及び障害に関する理解を深めるための相談・助言
- イ 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
- ウ 自助具、福祉機器及び住宅環境の整備に関する相談・助言
- エ その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第8条 通所介護等の提供に当たっては、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者又は調布市地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境その他の保健、医療、福祉のサービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化又は利用者からの通所介護等の利用方法及び内容の変更の申出があった場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡し、綿密な連携に努める。

3 協議会は、正当な理由なしに通所介護等の提供を拒んではならない。ただし、やむを得ず通所介護等を提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者等と連携して、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

第9条 協議会は、通所介護等の提供を開始する場合は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びにその家族等の状況を十分に把握し、介護サービス計画等に沿い、通所介護計画等を作成する。

2 協議会は、作成した通所介護計画等の内容を利用者及びその家族に説明し、その同意を得るものとする。

3 協議会は、通所介護計画等に基づいて通所介護等を提供し、継続的に提供する通所介護等の管理及び評価を行う。

(サービス提供記録の記載)

第10条 協議会は、通所介護等を提供したときは、その提供に関する記録を作成し、各日の利用終了後に利用の確認を受けることとする。

(料金等)

第11条 通所介護等の料金は、調布市総合福祉センター条例に規定する使用料及び協議会が提供するサービスの利用に伴う実費負担としての料金の合計額とする。ただし、法定代理受領が行われる場合は、当該合計額から当該行われる法定代理受領の保険給付の額を減じて得た額を領収する。

2 利用者ごとの前項の料金は、あらかじめ契約書及び契約書別紙並びに重要事項説明書により説明し、同意を得るものとする。

3 市は、第1項の料金を毎月20日までに利用者に明細書を添付して請求する。

4 利用者は、毎月所定の日までに預金口座振替の方法により請求のあった第2項の料金を支払わなければならない。ただし、口座自動振替の方法によらない場合は、請求のあった月の末日までに支払わなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第12条 利用者は、市内在住で介護保険の要介護及び要支援認定者又は市にあって事業対象者を対象とする。ただし、送迎サービスを利用する場合、限られた時間内で送迎を行う必要があるため、原則的に送迎所要時間1時間以内の者とする。

(緊急時の対応)

第13条 通所介護等の提供中に利用者の病状の急変その他必要な場合は、直ちに主治の医師等の受診等必要な処置を講じるとともに、利用者の届け出ている緊急連絡先へ連絡する。

2 通所介護等提供中に火災、天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等臨機の措置を講じなければならない。

3 前2項の処置等を講じた場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(災害、非常時の対応)

第14条 協議会は、消防関係法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等災害、非常時に備えた設備等を設けるものとする。

2 協議会は、消防関係法令に基づき、消防計画等の防災計画を作成し、職員及び利用者が参加する訓練を月1回以上実施するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員が立ち会うものとする。

2 体調が思わしくないと考えられる利用者に対しては、家族又は緊急連絡先に相談のうえ、通所介護等の利用の可否について判断する。

(個人情報)

第16条 職員は、職務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、協議会が公表している使用目的の範囲で使用、提供又は収集することができる。

2 職員は、個人情報の提供を最小限とし、サービス提供に関する目的以外は使用してはならない。この場合において、利用者との契約の締結前からサービスの終了後も同様にする。

3 個人情報の取り扱い等に関しては、社会福祉法人調布市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成15年4月1日施行）による。

(苦情対応)

第17条 利用者又はその家族は、提供された通所介護等について、苦情、要望等を申し出ること

ができる。

- 2 協議会は、前項の苦情、要望等について事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び方法を利用者及びその家族に報告し、説明するものとする。
- 3 苦情解決に当たっては、社会福祉法人調布市社会福祉協議会苦情解決実施要綱（平成15年4月1日施行）による。

（事故発生時の対応）

第18条 協議会は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者本人に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 協議会は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を作成するものとする。
- 3 協議会は、利用者に対する通所介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、市と協議のうえ、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 協議会は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第19条 協議会は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第20条 協議会は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）をしてはならない。

- 2 協議会は、前項に規定する緊急やむを得ない場合において身体拘束等を行うときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1) 身体拘束等を判断した検討の内容
 - (2) 身体拘束等を行う際の利用者の心身の状況
 - (3) 身体拘束等の態様及び時間
 - (4) 身体拘束等を行う理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか記録が必要な事項

3 協議会は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（職員研修）

第21条 協議会は、職員の資質向上を図るため、次の各号に掲げる研修を行う。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年4回以上

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年5月25日に施行し、平成18年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人調布市社会福祉協議会通所介護事業運営規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月8日から施行し、改正後の社会福祉法人調布市社会福祉協議会調布市総合福祉センター通所介護等運営規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。